私道寄附採納をするまでの流れについて

代表者の選任
土地所有者全員の
同意を得る。

→ 道路課に「現地調査依頼書」を提出する。
（様式第１号）

→ 道路課で、道路幅員（4.0m 以上）、官民境界が明確になっているか現地を確認

所有権以外の権利がないかも含めて確認

寄附採納が受けられない場合
その支障となっている要件を解消して、再度、現地調査依頼を提出

→ 現地調査の結果を報告
（寄附採納の受納の有無について回答）
（様式第２・３号）

寄附採納が受けられる場合 →

寄附採納の要件を満たした場合は、所有権移転の手続きを行います。
必要書類（**登記原因証明情報・承諾書、印鑑証明書　各々１通**）を用意

所有権以外の
権利がある場合
権利以外の登記の抹消・相続登記等を行ってください。

※注意
所有権以外の権利が設定、相続等があり所有者の変更等をしていない場合は、寄附採納は受けられません。

所有権のみの場合 →

土地所有者全員から登記に必要な書類が整った時点で、市で所有権移転登記申請を行います。

→ 名義を「**ふじみ野市**」に変更
市道として管理するため「道路認定」を行い、市で道路整備、修繕等を行います。